

福岡市事業所省エネルギーアドバイザー派遣支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、事業所におけるエネルギー使用量の削減を促進するため、事業者が省エネルギーに関する専門家の派遣を受けることに要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、福岡市補助金交付規則（昭和44年規則第35号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 本補助金の交付対象となる事業者は、次の各号のいずれにも該当するものとし、公募により募集する。

- (1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者
 - (2) 福岡市内に事業所を有する事業者で市税を滞納していない者
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、補助金の交付対象者としなない。
- (1) 代表者が福岡市暴力団排除条例（平成22年福岡市条例第30号。第3号において「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団員（以下本項において「暴力団員」という。）である事業者
 - (2) 法人でその役員のうち暴力団員に該当する者のある事業者
 - (3) 暴排条例第2条1号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、前条に規定する補助対象者が管理する福岡市内の事業所を対象に実施するエネルギー使用量を削減するために専門家を派遣する事業であり、かつ、次の各号に定める要件を満たすものとする。

- (1) 補助対象者への専門家の派遣は、独立行政法人中小企業基盤整備機構が実施する「経営実務支援事業」に基づくこと。
- (2) その他事業の目的達成のために必要な事項

(補助金の額)

第4条 補助金は、次の各号に定める額とする。

- (1) 専門家の派遣のうち、省エネルギー診断の実施に供したものについては、補助対象者が負担した額の全額とする。ただし、1施設当たり16,000円を限度とする。
- (2) 専門家の派遣のうち、省エネルギー診断後の省エネルギー化のためのアフターフォローに供したものについては、補助対象者が負担する額の半額とする。ただし、1施設当たり28,000円を限度とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付申請は、福岡市事業所省エネルギーアドバイザー派遣支援事業補助金交付申請書(第1号様式。以下「交付申請書」という。)に次の各号に掲げるものを添付して市長に申請するものとする。

- (1) 法人の役員等一覧(第2号様式)
- (2) エネルギー使用量等報告書(第3号様式)
- (3) 独立行政法人中小企業基盤整備機構が実施する「経営実務支援事業」の派遣決定通知の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付の決定)

第6条 市長は、第2条に規定する交付対象者から補助金の交付申請があったときは、その内容を審査し、補助金交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、補助金交付の可否を決定したときは福岡市事業所省エネルギーアドバイザー派遣支援事業補助金交付決定通知書(第4号様式)または、同不交付決定通知書(第5号様式)により、交付申請を行った者に通知するものとする。

(申請内容の変更)

第7条 前条第2項の規定による補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ福岡市事業所省エネルギーアドバイザー派遣支援事業補助金交付申請変更届出書(第6号様式)を市長に届け出なければならない。

- (1) 交付申請書及び第5条第1項各号に掲げるもの(以下「申請関係書類」という。)の内容を変更しようとするとき。
- (2) 補助事業を中止しようとするとき。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しないとき。

(完了の届出)

第8条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、福岡市事業所省エネルギーアドバイザー派遣支援事業完了届出書(第7号様式)を市長が別に定める期日までに市長に届け出なければならない。

(補助交付額の確定及び補助金の交付)

第9条 市長は、補助事業が適正に実施されたことを確認したうえで、補助金の交付額を確定し、福岡市事業所省エネルギーアドバイザー派遣支援事業補助金交付額確定通知書(第8号様式)により補助事業者に通知するものとする。

2 前項の規定による通知をうけた補助事業者は、福岡市事業所省エネルギーアドバイザー派遣支援事業補助金交付請求書(第9号様式)により、補助金の交付を請求するものとする。

3 市長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(報告書の提出)

第10条 補助事業者は、補助事業の終了後1年間、事業所のエネルギー使用量等を記載したエネルギー使用量等実績報告書(第10号様式)及び省エネ対策の実施状況報告書(第11号様式)を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による報告書の提出があったときは、その内容を公表することができる。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第11条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第6条の規定による補助金の交付の決定及び第9条の規定による補助交付額の決定を取り消すことができる。

- (1) 申請関係書類に虚偽の事項を記載し、又は申請について不正の行為を行ったとき。
- (2) この要綱の規定に違反したとき。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、事業実施に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

(期間)

この要綱は、平成29年3月31日をもって廃止する。